

## 高知県環境基本条例 (林業環境政策課)

## ○経緯

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

## ○特色

- (1) 環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- (2) 「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- (3) 「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- (4) 「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- (5) 環境基本計画とローカルアジェンダ 21 の策定を位置付けたこと

## ○概要

## 前文(抜粋)

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 県民の責務
- 第8条 高知県環境白書

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

## 第1節 環境基本計画

第9条 環境基本計画

## 第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

- 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
  - 第11条 環境影響評価の推進
  - 第12条 規則の措置
  - 第13条 助成等の措置
  - 第14条 施設の整備等の推進
  - 第15条 資源の循環的な利用等の促進
  - 第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等
  - 第17条 森林及び緑地の保全等
  - 第18条 農村環境の保全等
  - 第19条 清流の保全
  - 第20条 美しい海及び海岸の保全
  - 第21条 環境美化の促進
  - 第22条 良好な景観の形式
  - 第23条 環境教育及び環境学習の振興等
  - 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進
  - 第25条 情報の提供
  - 第26条 調査及び研究の実施等
  - 第27条 監視及び測定等
  - 第28条 総合調整等のための体制の整備
- 第3節 地球環境の保全
- 第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等
  - 第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

## 第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

- 第31条 国及び他の地方公共団体との協力等
- 第32条 市町村への支援

高知県環境基本計画  
第三次計画の推進 (林業環境政策課)

○経緯

高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定しましたが、計画の見直しを行い、平成20年11月に第二次計画を策定し、これまで環境施策に取り組んできました。

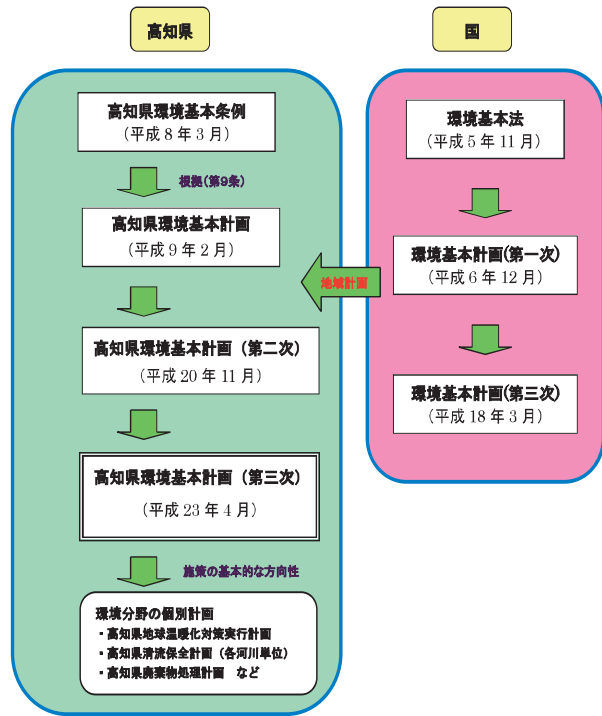
今回、計画期間の終了に伴い、新たに「高知県環境基本計画第三次計画」を平成23年4月に策定しました。

○概要

■高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境分野における個別計画の具体的な施策や目標等に基本的な方向性を与えるもの

【計画の位置付け】



■計画の基本的な考え方

高知は地球の循環モデル  
～空・山・川・海みんなともだち～

- (1) 環境のトップ・プランナーとして本県発の企画・提案などを全国へ情報発信
- (2) 再生可能エネルギーの導入をはじめとする本県ならではの新たな環境ビジネスの振興

■計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

■めざすべき将来像

めざすべき将来像は次の3つの社会とし、県全体の統合的な取組を進めていきます。

- (1) 地球温暖化対策が進んだ低炭素社会
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会
- (3) 社会の基盤となる自然環境の保全が図られた自然共生社会

【将来像の達成に向けた取組 (イメージ図)】



■計画の対象分野

計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組 (3Rの推進等)
- (3) 自然環境を守る取組
- (4) 環境ビジネスの振興
- (5) 環境学習の推進とネットワークづくり

■各分野における達成度の指標

本計画の効果的な推進のため、2015年(平成27年)度までの5ヶ年でめざす各分野の達成度の指標を定量的に掲げ、達成状況の把握及び評価を行います。

分野	達成度の指標
地球温暖化への対策	・県内の温室効果ガスの排出量を基準年(1990年)比で31%削減を達成します。 ※目標年度は2020年(平成32年)度

分野	達成度の指標
循環型社会への取組（3Rの推進等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民一人当たりゴミ（一般廃棄物）排出量を一日956g以下に削減します。</li> <li>産業廃棄物の排出量を年間114万9千t以下に削減します。</li> </ul>
自然環境を守る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐面積の目標値は、H25に定める緊急間伐推進計画の目標値とする。</li> <li>公共土木工事の木材利用量を工事費1億円当たり基準値（H16～20の平均値）の1.5倍とします。</li> <li>※目標年度は2014年（平成26年）度</li> <li>公共用水域における（BOD/CO<sub>2</sub>Dのみ）に係る環境基準達成率を93%以上（BOD：95%以上、CO<sub>2</sub>D：85%以上）とします。</li> <li>地下水における水質汚濁に係る環境基準達成率を94%以上とします。</li> <li>特定鳥獣の年間捕獲目標をニホンジカ3万頭、イノシシ6千頭とします。</li> </ul>
環境ビジネスの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働の森づくり事業によるパートナーズ協定締結件数（新規・更新）を増加させ、締結市町村を全市町村に広がります。</li> <li>オフセット・クレジット（J-V E R）制度による、H18～27（累計）の吸収クレジットを6万t-co<sub>2</sub>創出します。</li> <li>※目標年度は2015年（平成27年）度</li> <li>木質バイオマスの年間利用量を40万3千tとします。</li> <li>※目標年度は2015年（平成27年）度</li> <li>環境保全型農業を推進し、以下の目標を達成します。</li> <li>【生物的防除資材の普及率】 施設ナス：90% 施設キュウリ：60% 施設ニラ：40% 施設カンキツ：40%</li> <li>【土壌診断処方箋点数】 野菜：10,200点</li> <li>【生産履歴記帳率】 100%</li> <li>※目標年度は2015年（平成27年）度</li> <li>リサイクル製品等認定制度によるリサイクル製品を100件以上、環境配慮型事業所（エコショップを含む）の認定数を20件以上とします。</li> </ul>

分野	目標（数値目標）
環境学習の推進とネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「森のようちえんネットワーク」の実施団体が行う、自然体験活動への参加延べ人数を年間800人以上とします。</li> <li>地域と協働して取り組む環境保全活動を公立高校の8割で実施します。</li> <li>環境学習を行うにあたって、企画運営を行うプロデューサーを延べ48人、環境団体をつなぐコーディネーターを延べ120人以上養成します。</li> <li>4テーマ（山・川・海・街）による環境学習プログラムの開発及びプログラム集の作成を行い、小・中学校や社会教育施設等に配布し、環境教育の内容を充実します。</li> <li>※目標年度は2013年（平成25年）度</li> </ul>

■計画の推進体制

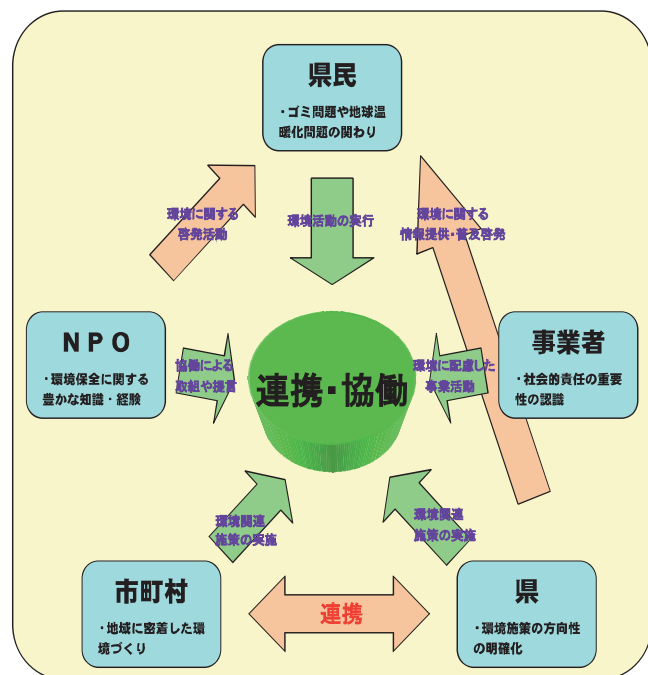
（1）計画の推進体制

庁内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者等が取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

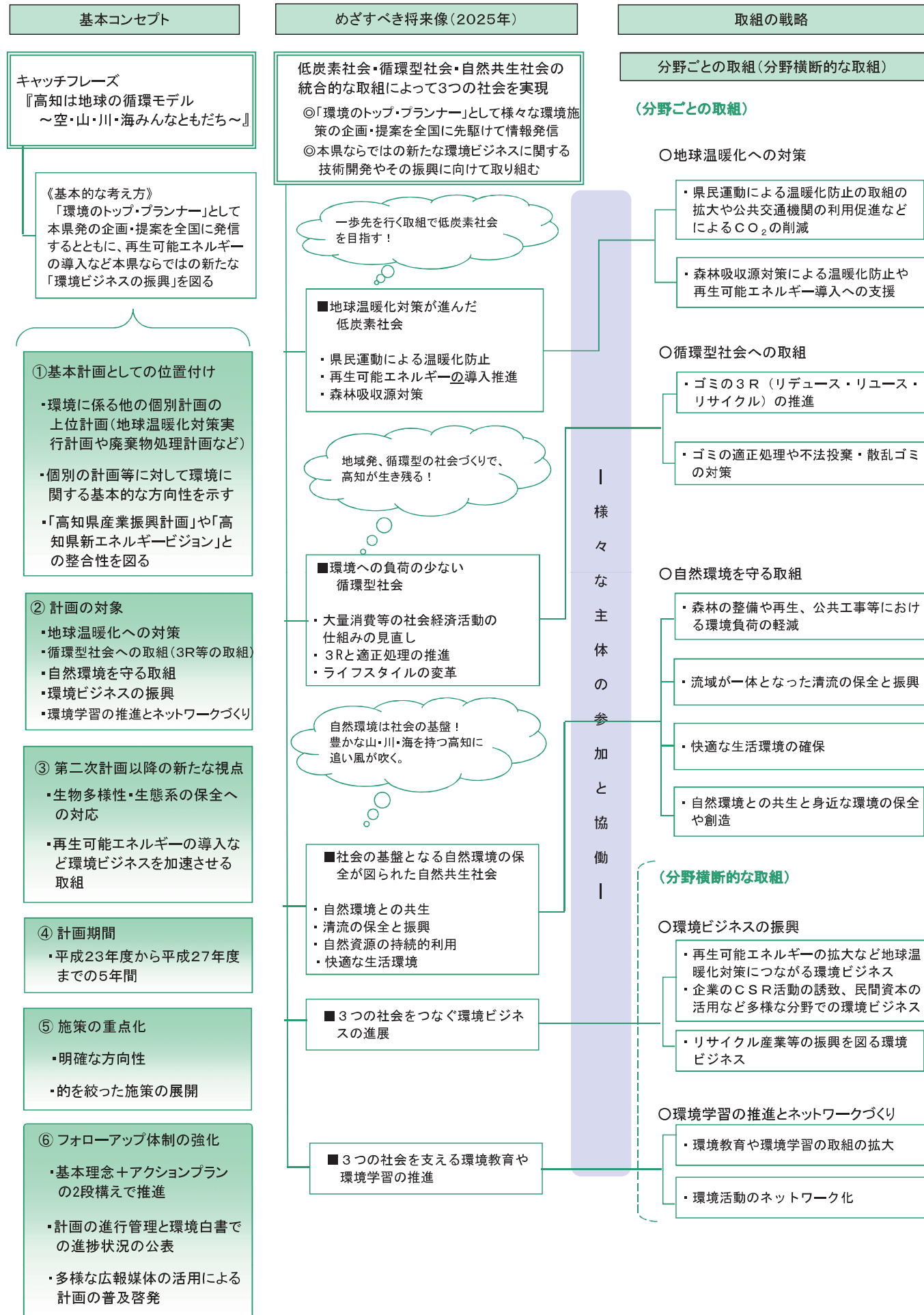
（2）計画の進行管理

P D C Aサイクルの考え方に基づく進行の点検を行うとともに、必要に応じて個別の施策や事業の見直しなどの検討を行います。

【計画の推進体制】



## ■事業体系表





高知県環境審議会

(林業環境政策課)

〇概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

【各部会の所掌事務】

部会名	所掌事務
総合部会	一 部会の審議に関する総合調整に関すること 二 環境の保全に関する基本的事項に関すること 三 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること
水環境部会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること
生活環境部会	一 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止その他生活環境に係る重要事項に関すること 二 廃棄物処理に係る重要事項に関すること
自然環境部会	一 自然環境の保全に係る重要事項に関すること 二 県立自然公園に係る重要事項に関すること 三 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること
温泉部会	温泉に係る事項に関すること

【審議会及び各部会の開催実績（平成23年度）】

開催日	会議名	議 題
H24. 2. 2	環境審議会	報告事項 (1) 高知県環境基本計画第三次計画の策定について (2) 平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について (3) 温泉に関する土地の掘削許可について  審議事項 (1) 高知県環境基本計画第三次計画の取り組み状況と成果について (2) 第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画について (3) 高知県災害廃棄物処理計画(案)について
H24. 2. 2	水環境部会	(1) 平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について
H24. 2. 9	生活環境部会	(1) 第11次鳥獣保護事業計画の策定について (2) 高知県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画の策定について (3) 高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の策定について
H24. 2. 23	温泉部会	(1) 温泉に関する土地の掘削許可について



高知県環境審議会の様子 (H24. 2. 2)

**環境活動支援センター  
えこらぼの活動** (新エネルギー推進課)

**〇現状と課題**

県民の行う環境活動に対する支援や環境学習及び地球温暖化防止活動の推進拠点となる「環境活動支援センターえこらぼ」は、平成18年4月にこうち男女共同参画センター3階に開設されました。センターの運営は、県内の環境活動を行う個人・団体が幅広く参加したネットワーク組織である「特定非営利活動法人環境の杜こうち」に委託し、行っています。

**〇施策の展開  
(実施した取組)**

**1 環境活動の支援**

情報発信、ミーティング・交流スペースの提供、活動への助成のアドバイスなど、活動を行うグループやNPO団体の活動を支援しました。

**(1) 情報発信事業**

メールニュースやホームページ等で、イベント等情報の紹介に加えて、新たな取組として、「えこらぼナニコレ博物館」を開催しました。

**■えこらぼナニコレ博物館**

夏休みにあわせて、小学生を対象に環境学習のための図書、昆虫、植物の観察・採集用機材、生体標本を展示する「えこらぼナニコレ博物館」を開催しました。期間中は、ソーレでの常設展示に加えて、親子で身近な自然環境を体験する「街の中の自然調べワークショップ」も開催しました。



えこらぼナニコレ博物館の様子

**■えこらぼの文化祭**

平成24年1月21日に「こうち男女共同参画センター ソーレ」で、「つくるあそぶこうち!!」をテーマに「ソーレこどもワンダーランド」と題して「第4回えこらぼの文化祭」を開催しました。



第4回えこらぼの文化祭チラシ

**(2) 環境活動団体への支援**

**■外部資金獲得支援**

環境活動団体へ補助金などの外部資金を紹介  
平成23年度実績：紹介件数10件  
獲得(決定)件数：2件

平成24年度からは毎週火・水曜日に外部資金獲得相談窓口を開設し、ホームページ上に外部資金獲得成功事例を収集掲載するなど、環境活動団体の外部資金獲得支援を強化しています。

外部資金獲得相談窓口	
開設日時	毎週火、水曜日 10:00~17:00
電話番号	088-802-2201

**■広報セミナーの開催**

環境活動団体の広報力強化を目的として、「えこらぼ」の広報セミナーを開催しました。



「えこらぼ」の広報セミナーちらし

## 2 環境学習の推進

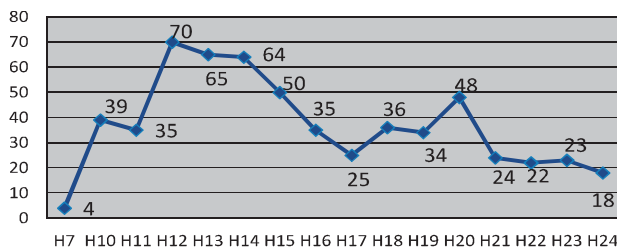
講師の紹介・派遣や学習機材を搭載した移動環境学習車「ECOまなぶ号」の貸し出しなどにより、学校や地域での環境学習の支援をしました。

また、環境省が行うこどもエコクラブ事業の県事務局として、こども達が地域の中で楽しみながら自主的に行う環境学習や実践活動を支援しました。

### (1) こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブ登録数 18クラブ  
(平成24年11月30日現在)

高知県のこどもエコクラブ数の推移  
(H24.11.30現在)



平成24年度は登録団体数が減少していますが、CO2CO2(コソコソ)削減コンテスト参加校を中心に登録呼び掛けを実施しています。

平成24年1月21日に、こどもエコクラブ交流会がこうち男女共同参画センター ソーレで開催されました。

県内4クラブ26名の方が参加して、それぞれの活動をまとめた壁紙新聞等を使った活動発表をしました。また、サポーターの意見交換会も開催しました。

こどもエコクラブ交流会参加団体

- フジこどもエコクラブ高知(高知市)
- Happiness(香南市)
- Happiness Jr.(香南市)
- ハッピーコロリン



エコクラブ交流会の様子

### (2) 環境学習講師派遣

学校や地域のイベント等へえこらぼに登録された環境学習講師を紹介・派遣しています。

平成23年度実績  
講師紹介・派遣件数：31件

### (3) 移動環境学習車・環境学習機材の貸出し

ECOまなぶ号(1.5t ガソリン車 普通免許で運転可)や環境学習機材を、無料で貸し出しています。(ECOまなぶ号の燃料は実費負担いただきますが、学校での使用の場合には燃料費は無料です。)

また、平成24年度には小学生向け映像教材(DVD)の充実を図りました。

#### 貸出機材の例



ECOまなぶ



ソーラークッカー



簡易水質検査セット



双眼実体顕微鏡



水力発電実験器



蛍光灯・白熱電球  
エネルギー比較実験器

※平成23年度貸し出し実績

ECOまなぶの貸出：21回

環境学習機材のみの貸出：101回



**(4) 学校移動博物館「土佐の動物」**

子どもたちに、身近にいる小動物の実物資料(剥製や骨格標本)に接してもらうために、数日間学校に展示した後、講師が訪問し授業を行います。



学校移動博物館「土佐の動物」の様子

**(5) 50/50 (フィフティ・フィフティ) モデル事業**

学校での省エネ活動を推進するため、平成 18 年から CO<sub>2</sub> CO<sub>2</sub> (コツコツ) 削減コンテストを実施しています。

平成 23 年度も、電気・水道使用量の削減量を CO<sub>2</sub> に換算して削減割合を競いました。

- コンテストの対象時期：9月～12月
- コンテストへの参加校：29校(小学校8校・中学校2校・高等学校19校)
- 削減量：-70,978kg-CO<sub>2</sub>(参加29校の過去3年間平均排出量と平成23年の排出量より算出した値との比較)



コンテスト表彰式(会場 リー)表彰状は間伐材製

**(6) 環境絵日記の取組**

小学生を対象に環境問題を家族で考えることにより、正しい環境知識を持ち、正しい消費行動の出来る「新しい環境意識」を子どもたちに育んでもらうため、高知県内で初めて環境絵日

記の募集を実施し、381作品の応募がありました。



平成 24 年度環境絵日記大賞作品

**(7) 環境学習プログラムづくり**

高知県内の小・中・高等学校を主な対象に、環境学習プログラムを紹介するパンフレットを作成し、1,600部を県内の学校に配布しました。



えこらぼの環境学習活動支援パンフレット



### 3 地球温暖化防止活動の推進

#### (1) 高知県地球温暖化防止活動推進員

県では、平成 18 年度から、地域で率先して温暖化防止の活動に取り組み、普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を委嘱しています。

推進員は、自らの活動や、県や市町村などが行う地球温暖化防止に関する行事などへの参加を通じて、県民のみなさんに地球温暖化の現状やその対策についての知識を広め、身近なところから地球温暖化防止活動に取り組めるようアドバイスや支援を行っています。平成 24 年 11 月末現在で、51 名の推進員が県内で活動しています。

環境活動支援センターでは、推進員に地球温暖化に関する知識や普及啓発の方法について研修を行うなど、その活動をサポートしています。また、推進員の養成にも取り組んでおり、毎年 1 回、養成講座を開催しています。

**平成 24 年度  
高知県地球温暖化防止活動推進員養成講座  
受講者募集！**

**地球温暖化とは**

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>、メタン、オゾン、水蒸気）の増加により、地球の平均気温が上昇し、気候変動を引き起こす現象です。これにより、海面上昇、気候変動、生態系の破壊などが発生しています。

**地球温暖化防止活動推進員とは**

ボランティアとして、県民のみなさんに地球温暖化の現状やその対策の正しい知識を伝えること、身近な地域や学校、職場で温暖化防止活動に取り組んでいる方々を支援すること、具体的な活動のアドバイスを行うことです。

**募集期間**：平成 24 年 6 月 25 日（月曜日）から 7 月 24 日（水曜日）まで ※申込の場数は限定的です

**会場・日時**：高知市 8 月 4 日（土曜日）10 時 30 分～15 時 30 分  
こちろぬま共同活動センター「ソレイ」

**応募資格**：高知県内に在住する、お勤め又は学生中の方なら誰でも希望いたしますが、受講後に高知県地球温暖化防止活動推進員として活動していただくことが条件となります。

**応募方法**：次の書類を高知県地球温暖化防止活動推進センターへ提出してください。  
・高知県地球温暖化防止活動推進員申込書  
・申込書等は高知県地球温暖化防止活動推進センター  
高知市堀三丁目 115 こちろぬま共同活動センターソレイ 3F  
にて配布しています。ホームページからもダウンロード可能です。

**申込講座**：高知県地球温暖化防止活動推進員申込書、地球温暖化活動推進員として取り組みたいテーマ等についての作文をご提出いただけます。申込書には写真（縦 3cm×横 2.5cm）の貼付が必要です。

**申込先**：高知県地球温暖化防止活動推進センター 〒790-0930 高知市堀三丁目 115 こちろぬま共同活動センターソレイ 3F  
TEL 089-822-5554 FAX 089-852-2205

平成 24 年度高知県地球温暖化防止  
活動推進員養成講座チラシ

#### (2) 高知県省エネマイスター

県では、平成 19 年度から地球温暖化防止の有効な手段として省エネ家電の普及を図る「高知県省エネマイスター」を登録しています。

「省エネマイスター」は、家電販売店の従業員という立場で省エネ家電の知識を地域や店頭で普及するなど、地球温暖化防止活動を地域の中で広げていこうとする方々です。

平成 24 年 11 月現在で、18 名の方が登録されています。



省エネマイスターのステッカー

#### (3) 地球温暖化防止フォーラムの開催

平成 23 年 6 月 4 日、平成 24 年 2 月 25 日の 2 回、「地球温暖化防止フォーラム」を開催しました。



地球温暖化防止フォーラム（H23. 6. 4 開催）  
STOP! 地球温暖化-私たちのできること



地球温暖化防止フォーラム（H24. 2. 25 開催）  
もっと知りたい！太陽光発電のこと

**(4) 普及・啓発事業の実施**

環境月間や地球温暖化防止月間に、県庁正面玄関ロビーでのパネル展を開催するなど、幅広い普及啓発事業を企画・実施しています。

平成 24 年 7 月に開催した県庁ロビー展「緊急！夏の節電対策展」では夏の節電取組開始日にあわせて 7 月 2 日から開催し、夏を涼しく過ごす工夫の提案を行い、ピークカットのための節電を呼び掛けました。



平成 23 年 12 月県庁ロビー展



平成 24 年 7 月のロビー展（夏の省エネ対策）の様子

また、平成 23 年度は、6 月 22 日夏至ライトダウンと、7 月 7 日七夕ライトダウン、9 月 12 日ムーンナイト SHIKOKU の 3 回、午後 8 時から 10 時まで、県内の施設が参加したライトダウンキャンペーンを実施し、地球温暖化防止に向けた取組であるイルミネーション等の一斉消灯を実施しました。



ライトダウンキャンペーン実施前（高知駅）



ライトダウンキャンペーン実施中（高知駅）

**(実施しようとする取組)**

引き続き、環境学習の支援、環境活動団体の支援を充実し、中間支援組織としての機能を強化することにより、県民、事業者、各種団体及び行政機関等が連携・協働した温室効果ガスの削減活動が推進されるよう取り組みます。

**環境活動支援センターえこらぼ**

場所：高知市旭町3丁目115番地  
こうち男女共同参画センター  
「ソーレ」3階

利用時間（日曜・祝日・年末年始閉館）

火～金：9:00～19:00

月・土・第2水曜日：9:00～17:00

TEL 088-802-2201

FAX 088-802-2205

E-mail center@ecolabo-kochi.jp

URL <http://ecolabo-kochi.jp>



**豊かな環境づくりの支援** (林業環境政策課)  
(豊かな環境づくり総合支援事業)

○概要

「高知県環境基本計画第三次計画」の目指す3つの社会づくり（低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくり）の方向性に沿った取組であり、当該計画の対象となる5つの分野（①地球温暖化への対策、②循環型社会への取組（3Rの推進等）、③自然環境を守る取組、④環境ビジネスの振興、⑤環境学習の推進とネットワークづくり）の以下に掲げるハード及びソフト事業に要する費用に対して補助を行います。

【対象事業】

- ・地球温暖化防止県民会議推進事業
- ・豊かな流域づくり活動支援事業
- ・その他、特に知事が必要と認める事業  
(森林環境の保全に関する事業を除く。)

【補助金交付先】

- ・市町村等（公益法人を含む）又はNPO等

【補助率等】

- ・市町村等：補助対象経費の1/2以内（1件当たりの補助金の範囲が100千円以上、3,000千円以下）
- ・NPO等：定額（1件当たりの補助金の範囲が500千円以下）

■これまでの補助実績（直近5ヶ年）

年度	補助件数	補助金額(千円)
平成19年度	9	10,158
平成20年度	8	7,703
平成21年度	11	7,190
平成22年度	15	7,196
平成23年度	10	4,754

■平成23年度採択事業

募集	整理番号	事業名	事業概要	事業実施者	事業費	
					総事業費	補助金額
1次	1	鏡川自然塾開催事業	高知市を流れる鏡川とその流域を高知を代表する自然環境としてとらえ、その現状を科学的に把握するとともに、環境(自然)学習活動を通じて自然の仕組みを科学的に理解し、調査、記録する市民を育てるための「鏡川自然塾」を開校する。開校に当たっては大学・研究機関、行政、市民との協働で実施し、地域の自然の現状を明らかにするという新しいスタイルの取り組みモデルをつくっていく。	特定非営利活動法人 環境の杜こうち	461	461
	2	安田川環境保全事業	安田川は近年、土砂等の流入や生活排水により河川環境が急激に悪化しており、馬路村では平成22年度に河川の現状と課題を整理し、区間の再生プランを立て、この再生プランに基づき今後10年間を目標に再生工事を行っていく予定である。その一環として住民の関心の高いエヤノマキ淵を「近自然工事」により再生することで、魚の休み場や、産卵場所を確保し悪化前の自然に近い状態に戻すとともに、この淵を再生することで住民の関心を更に高め、主体的な関わりの促進を図りながら、今後の普及へもつなげていく。	馬路村	1,900	900
	3	ガイドブック「すさきの生きもの」作成事業	須崎市で生息確認されている野生生物や、その生息状況、人との関わりなどに関する詳細な情報をまとめたガイドブックを作成し、須崎市内の小中学校や高等学校、図書館等に配布するとともに、デジタルファイルを須崎市HPへ掲載して全国に発信し、須崎市の自然について広く啓発し、理解を深めてもらう。	須崎市	997	498
	4	香南市地球温暖化対策実行計画推進事業	平成22年度に策定した香南市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス削減目標を達成するため、重点施策である事業者・住民の活動促進に向けて香南市CO2CO2電気削減コンテスト事業、香南市マイバスケ利用促進モニター事業を実施し、市民の地球温暖化対策の意識向上や活動の継続化を図っていく。	香南市	310	150
2次	5	84はちよん積み木体験ワークショップ	県産材で作った積み木1万ピースで、(仮称)『積み木広場』を開催し、子ども達に家庭では味わえないみんなで作る積み木の創造性を体感してもらうとともに、木の柔らかさ、香り、手触りの良さ、やさしさを自分で感じ取ってもらう。また同伴の保護者に木製品の良さを実感してもらい、暮らしに木製品を少しでも取り入れるきっかけとしてもらう。	特定非営利活動法人 NPO84プロジェクト	367	367
3次	6	一般家庭へのエコドライブ普及啓発事業	県内自動車学校との連携により、県民に対してエコドライブ講習会を提供できる体制を整備し、県民がエコドライブ技術の習得と原理への理解を得られる機会を提供することにより、家庭における温室効果ガス排出量の30%を占める自家用車からの排出量を効果的に削減する仕組みを構築する。	特定非営利活動法人 環境の杜こうち	500	500
	7	電気自動車用充電インフラ整備に関する県民ニーズの把握と課題の検討	電気自動車の普及を促すために充電インフラの適正配置と設置・運営などをユーザーとなる県民の側の視点で検討し、問題点と解決策を具体化する過程にユーザーの意見を反映させ、より使い勝手の良い充電インフラ整備を促すことで、電気自動車の普及促進に寄与する。	特定非営利活動法人 環境の杜こうち	395	395
	8	小学生のための温暖化防止啓発用オリジナル紙芝居作り事業	小学校中学年を対象としたオリジナル紙芝居を作成し、高知県地球温暖化防止活動推進員が行う出前授業や温暖化防止セミナー等で積極的に活用するとともに、一般への貸出を行い、地球温暖化防止活動の推進を図る。	高知県地球温暖化防止活動推進員連絡会	514	500
	9	あったか省エネ、冬のくらし方提案事業	サーモグラフィを活用した様々な施設・住宅の温熱環境調査を行い、その原因や改善方法による効果を明らかにしたリーフレットを作成し、的確な省エネのくらしを普及啓発する。また、エコハウス等において「あったか省エネ、冬のくらし方講座」を実施し、省エネのくらし方を提案していく。	くらしを見つめる会	500	500
4次	10	希少植物の保護・環境整備事業	香美市土佐山田町楠目黒萩の長谷山周辺に群生している希少植物のバイカイカリソウ・ミシマサイコ等を保護するため、周辺の雑草・雑木の伐採等の環境整備を行い、その貴重さを後世に伝え地域環境の保全及び子供たちの学習の場としていく。	土佐山田ライオンズクラブ	483	483
合 計			10件		6,427	4,754

環境影響評価制度

(環境共生課)

○現状と課題

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、県民などから意見を聴き、それらを踏まえたうえで環境への配慮を行う制度です。

○国・県の制度の状況と運用

環境影響評価法が平成11年6月に、また、環境影響評価条例が平成11年10月に施行され、それぞれの制度に基づき環境アセスメントの手続が実施されています。

環境影響評価法に基づき、手続を実施した開発事業を表1に、また、高知県環境影響評価条例に基づき、手続を実施した開発事業を表2に示します。

表1【環境影響評価法に基づく環境アセスメント実施状況】

事業の名称	太平洋セメント土佐工場発電所3号発電設備建設
建設地	高知市孕東町
事業者名	太平洋セメント(株)
規模等	火力発電所出力 167,000kw
方法書 <sup>※1</sup> 受理年月日	H11.8.30
準備書 <sup>※2</sup> 受理年月日	H13.12.12
評価書 <sup>※3</sup> 受理年月日	H14.12.18

表2【高知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント実施状況】

事業の名称	一般国道493号東洋北川線	都市計画道路窪川佐賀線
建設地	東洋町～北川村	窪川町(現四万十町)～佐賀町(現黒潮町)
事業者名	高知県	国土交通省 ※アセス主体は高知県(都市計画決定権者)
規模等	地域高規格道路4車線約7km	一般国道自動車専用道路2車線約17km
方法書 <sup>※1</sup> 受理年月日	H12.6.29	H12.10.23
準備書 <sup>※2</sup> 受理年月日		H15.12.11
評価書 <sup>※3</sup> 受理年月日		H16.11.2

－用語解説－

- ※1 方法書  
環境アセスメントの調査の方法などを示した計画
- ※2 準備書  
方法書に基づき、調査・予測・評価した結果
- ※3 評価書  
準備書に対する意見を検討・反映した環境アセスメントの最終結果

詳しい情報は、下記URLに掲載しています。  
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/kochiasses.html>  
 また、同条例の対象事業一覧表を表3に示します。



表3【高知県環境影響評価条例の対象事業等一覧】

対象事業の種類		第1種事業	第2種事業
①道路	一般国道、県道、市町村道	4車線・10km以上	4車線・5km以上10km未満
	〃	—	2車線・10km以上(特別地域)
	林道 農道	幅員6.5m・20km以上 —	幅員6.5m・10km以上20km未満 2車線・10km以上(特別地域)
②河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha以上100ha未満
	堰	湛水面積100ha以上	湛水面積50ha以上100ha未満
	放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha以上100ha未満
③鉄道	普通鉄道	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満
	軌道	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満
④飛行場		滑走路長2500m以上	滑走路長1250m以上2500m未満
⑤発電所	水力発電所	出力3万kw以上	出力1.5万kw以上3万kw未満
	火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	出力7.5万kw以上15万kw未満
⑥廃棄物処理施設	最終処分場	面積30ha以上	面積15ha以上30ha未満
	一般廃棄物焼却施設	処理能力100t/日以上	—
	産業廃棄物焼却施設	処理能力100t/日以上	—
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	—
⑦公有水面の埋立て及び干拓		面積50ha超	面積25ha以上50ha以下
⑧下水道終末処理場		計画排水量2万m <sup>3</sup> /日以上	—
⑨工場又は事業場 (製造業、ガス供給業、熱供給業)		最大排ガス量4万Nm <sup>3</sup> /時以上又は 平均排水量1万m <sup>3</sup> /日以上	—
⑩畜産施設	豚舎	飼育頭数5000頭以上	—
	牛舎	飼育頭数500頭以上	—
⑪土又は岩石の採取		面積50ha以上	—
⑫土地区画整理事業 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑬流通業務団地造成事業 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑭宅地の造成 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑮レクリエーション施設 ※		面積50ha以上	—
⑯複合開発事業(上記※のものを併せて複数実施するもの)		各事業の面積比の合計が1以上のもの	面積の合計50ha以上
○港湾計画		埋立・堀込み面積150ha以上	

(注1) 「第1種事業」とは、必ず環境影響評価の手続を行う事業、「第2種事業」とは、環境影響評価の手続が必要かどうかの判定を知事が行う事業をいいます。

(注2) 「特別地域」とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、自然環境保全法等で指定等が行われた地域をいいます。

文化環境評価システム (環境共生課)

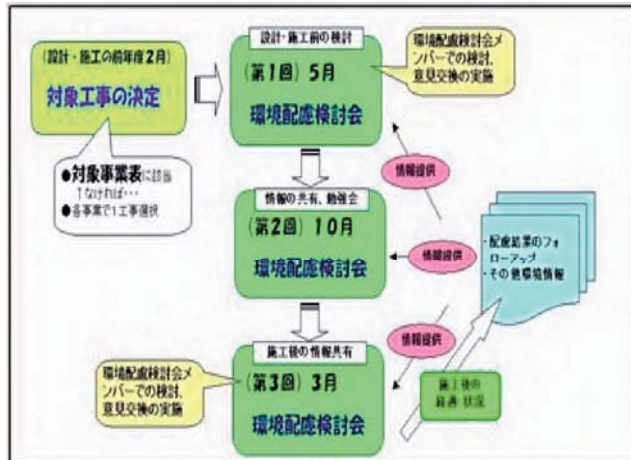
○概要

県が公共事業等のハード事業を行う際に、文化環境配慮方針に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行う全庁的なシステムとして、平成11年度から実施しています。

対象は、事業費が一定規模以上の工事等について、工事発注前に検討会を開催し、より効果のある環境配慮を検討しています。

配慮の内容は、文化環境配慮方針の項目の中からそれぞれの現場において必要と思われるものについて検討を行い、工事終了後は実施した配慮項目について情報発信・情報共有をしています。

【システムフロー】

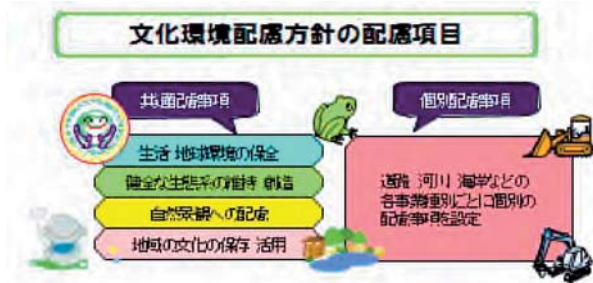


○配慮方針

配慮項目は下記のように、全事業種別が対象の「共通配慮事項」と、事業種別ごとに異なる「個別配慮事項」から構成されており、共通配慮事項は図のような4分野で25項目を設定し、また、個別配慮事項は事業種別ごとに3~13項目を設定しています。

例えば、共通配慮事項の「健全な生態系の維持・創造」の分野では、「多様な生態系の維持・創造」、「動物の移動経路の確保」などの項目を設け、生態系への環境保全を検討、実施します。

また、河川事業の個別配慮事項では「多自然型工法の導入の検討」や「魚の産卵、遡上時期の工事の回避」などの項目を設けて、河川工事の環境影響について検討します。



詳しくは、下記 URL を参考にしてください。  
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/bunka-kankyo-sys.html>

○環境配慮検討会の様子



環境配慮検討会の様子 (H22. 5)



環境配慮勉強会の様子 (H23. 10)

○平成23年度の具体的な配慮例

平成23年度の事業(工事)で取り組んできた配慮の具体的な内容を抜粋して紹介します。

■国道439号地域活力基盤創造交付金(仲井谷トンネル)工事 (一般道路事業)

【工事概要】

トンネル工 L=288m

(施工場所) 吾川郡いの町小川新別

(工期) 平成22年10月~平成24年3月

(工事費) 800,000(千円)

【主な環境配慮】

- ・トンネル終点側坑口部は、背後地山の掘削面が残らない形状とし、地形改変が少なくなるように配慮した。
- ・坑口の両側の掘削箇所は、植生土のうにより、周辺環境と調和する緑化工法を採用した。



(写真 1) 地形改変の少ないトンネル坑口構造と周辺景観と調和した緑化工法の採用

■**県道窪川船戸線地域活力基盤創造交付金(岩土トンネル)工事 (一般道路事業)**

【工事概要】

トンネル工 L=161m  
 (施工場所) 高岡郡津野町岩土  
 (工期) 平成22年10月～平成23年11月  
 (工事費) 602,682(千円)

【主な環境配慮】

- ・トンネル起点側坑口の面壁は、化粧型枠を使用し、自然石に模したデザインを採用した。
- ・坑口の両側の掘削箇所を石積みにより施工することで、周辺環境と調和させた。



(写真 2) 周辺環境に配慮した坑口の面壁デザインと石積みを採用

■**奈半利港海岸高潮対策工事 (海岸事業)**

【工事概要】

緩傾斜堤防工 L=197.8m  
 (施工場所) 安芸郡田野町新町  
 (工期) 平成22年11月～平成23年6月  
 (工事費) 130,155(千円)

【主な環境配慮】

- ・水質汚濁防止対策として、既設の波消ブロックを仮設の締め切りとして利用し、工事中の汚濁防止を図った。



(写真 3) 既設ブロックを汚濁防止対策に利用

■**柚ノ木谷復旧治山工事 (治山事業)**

【工事概要】

コンクリート土留工3基、鋼製土留工5基  
 (施工場所) 吾川郡仁淀川町柚ノ木谷  
 (工期) 平成22年10月～平成23年8月  
 (工事費) 74,071(千円)

【主な環境配慮】

- ・構造物の周辺に丸太柵を設置し、緑化することで、下流への土砂流出の防止と同時に周辺環境に配慮した。



(写真 4) 周辺環境に配慮した丸太柵工による緑化

■**幹線林道開設事業 中村・大正線2工区工事 (林道事業)**

【工事概要】

林道開設 L=175m  
 (施工場所) 四万十市古尾  
 (工期) 平成22年9月～平成23年5月  
 (工事費) 76,946(千円)

【主な環境配慮】

- ・林道排水の集水ますの一部に石積み設置することで生物の生息域を確保した。



(写真 5) 集水ますの一部に石積みを設置





(写真6) 石積み部に生物の生息域を確保

■ 四万十窪川地区中山間総合整備土居工区ほ場整備工事 (ほ場整備事業)

【工事概要】

区画整理工 A=4.9ha  
 (施工場所) 高岡郡四万十町土居  
 (工期) 平成22年9月～平成23年4月  
 (工事費) 57,026(千円)

【主な環境配慮】

- ・現状の里山景観を損なわない自生植物の移植を行い周辺との景観調和に努めた。
- ・用水源の谷川には水棲生物が認められるため、川沿いに盛土工土羽による3m幅の管理道を設置し、谷川を保全する配慮を実施した。



(写真8) 自生植物を調査し移植を実施



(写真9) 盛土工土羽による管理道を設置し、谷川を保全

○平成24年度の取組

平成24年度は、次の全11工事を対象として環境配慮を進めています。

■一般道路事業	3	■河川事業	2
■砂防関係事業	1	■漁港整備事業	1
■林道整備事業	1	■治山事業	1
■ほ場整備事業	1	■用排水施設整備事業	1

それぞれの工事において、予算的な制約はありますが、今後さらに職員による文化や環境への配慮が高まり、環境負荷への軽減と地域文化の保存、活用が継続的に行われていくように努めていきます。

本庁舎の雨水利用システム (管財課)

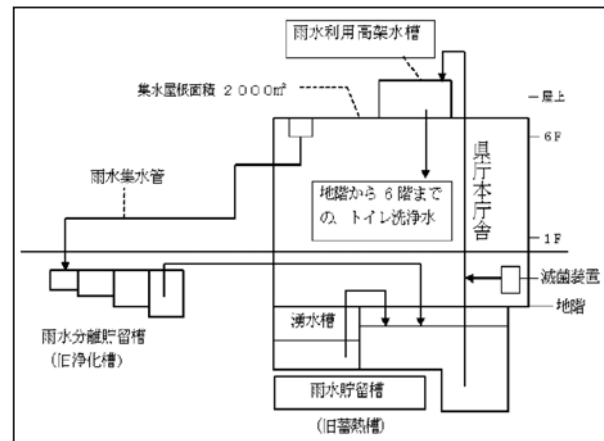
○概要

平成13年2月15日から本庁舎屋上(約2,000㎡)に降った雨を、地下貯留槽に貯水し、県庁周辺のわき水と合わせてポンプで本庁舎屋上にある雨水利用高架水槽にくみ上げ、本庁舎の21カ所のトイレ用洗浄水として利用しています。

地下貯留槽は、使われなくなった旧蓄熱槽や旧浄化槽などの遊休施設を活用していますので、この雨水利用システムの事業費は約1,500万円に抑えることができました。



雨水利用高架水槽(本庁舎屋上)



雨水利用装置の概要『庁舎設置略図』



本庁舎等における省エネルギー化  
及びCO2削減の取組 (管財課)

○概要

1 本庁舎省エネルギー化対策事業

庁舎で最大の電力を消費している照明のうち、執務室の照明器具について、平成21年度に省エネルギー型蛍光灯器具に取り替えることにより、庁舎の省エネルギー化及びCO2削減を図りました。

2 集中管理県有自動車低公害車促進事業

管財課で集中管理している公用車30台のうち、年数、走行距離ともに更新基準を大幅に超えている車両25台について、平成21年度から平成22年度にかけて環境対応型車両（ハイブリッド車など）に更新することにより、CO2発生の抑制と燃料費等経費の削減を図りました。

3 地上デジタル放送対応機器整備促進事業

県の庁舎に配置しているブラウン管型テレビ受像器（210台）について、平成21年度に地上波デジタル放送の受信が可能な液晶型テレビ受像器に更新することにより、緊急情報を遅滞なく収集するとともに、使用電力の削減によるCO2発生の抑制を図りました。

高知県文化環境功労者表彰 (文化・国際課)

○概要

県では、文化の振興、国際交流の推進、環境の保全及び県民生活の向上に顕著な功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね5年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動であり知事が表彰することを適当と認める場合としています。

受賞者（団体を含む）は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、平成24年度までに100の個人・団体を表彰しています。

また、環境関係では、26の個人・団体を表彰しています。

■表彰分野

- ①芸術の振興、文化財の保護など文化の振興に尽くしたもの

- ②地域国際化、国際友好交流、国際協力など国際交流の推進に尽くしたもの
- ③自然共生社会づくり、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- ④消費生活、安全安心まちづくり、男女共同参画など県民生活の向上に尽くしたもの

■平成24年度受賞者（団体を含む）

文化の振興	高橋 宣之
文化の振興	高知市民合唱団
環境の保全	情報交流館「知恵袋の会」
環境の保全	池本 昇

■表彰実績

年 度	回 数	受 賞 者	受 賞 分 野							
			文化芸術	文化財の保護	生活文化	国際交流	自然環境の保護	環境の保全	県民生活の向上	その他
8	1	4	2	1				1		
9	2	7	5			1		1		
10	3	5	2				1	1		1
11	4	7	1	2		1		3		
12	5	5		2		2		1		
13	6	9	5	2		1		1		
14	7	6	3	1		1		1		
15	8	7	4	1		1		2		
16	9	7	3	1	1			2		
17	10	7	2	1		2		2		
18	11	7	1	4		2	2			
19	12	6	2	2		2	2			
20	13	6	1	2		1	1		2	
21	14	4	2			1		1	1	
22	15	5	1	1		1	2			
23	16	4	3			1			1	
24	17	4	2					2		
合計		100	39	20	1	17	8	18	4	1

※分野は重複している場合がありますので、受賞者（団体を含む）の計とは合わないところがあります。

高知県文化環境  
アドバイザー制度

(林業環境政策課)

○概要

この制度は、文化や環境に関する各分野の専門家を文化環境アドバイザーとして委嘱し、県等が行う公共事業などについて、環境や景観への配慮やデザイン等についての提案、アドバイスを受け、高知らしさあふれる文化の県づくりを推進するため、平成7年8月に創設しています。

現在は、文化環境アドバイザーとして、19名の方に委嘱しています。

■文化環境アドバイザーの業務

- ①県等が建設（修繕を含む）する公共施設の景観、緑化、デザイン、色彩等に関する提案、アドバイス
- ②県等が作成する刊行物のデザイン等に関する提案、アドバイス
- ③モデルケースとなる公共施設、景観、まち並み等の顕彰
- ④景観、緑化、デザイン等に関する普及啓発のための研修、講演
- ⑤高知らしさあふれる文化の県づくりを推進するにあたっての提案、アドバイス
- ⑥その他景観、緑化、デザイン等のレベルアップに必要な事項

※上記以外にも、文化や環境に関することについて、相談やアドバイスを受けることができます。



■文化環境アドバイザー名簿

(委嘱期間2年：H24. 2. 1～H26. 1. 31)

分野	氏名	職業等
まちづくり・ 景観・ 建築	上田 堯世	元(社)日本建築学会理事・四国支部長 (株)上田建築事務所代表取締役
	松村 みち子	タウンクリエイター代表 まちづくりコンサルタント(都市プランナー)
	進士 五十八	東京農業大学名誉教授・前学長
	稲田 純一	技術士(都市及び地方計画) シンガポール国立公園公園コンサルタント
	佐藤 泰一郎	高知大学農学部准教授
	石井 忠彦	造園家
	重山 陽一郎	高知工科大学システム工学群 建築・都市デザイン専攻教授
	山崎 堯右	高知大学名誉教授
	藤原 美江	(株)フジ・アート代表取締役
自然・ 環境	中川 浩二	山口大学名誉教授
	福留 脩文	(株)西日本科学技術研究所代表取締役所長
	澤良木 庄一	マイヅルテナンショウの会長 高知県自然観察指導員連絡会顧問
	濱田 吉成	一般社団法人日本樹木医会副会長 高知県支部長
	澤田 佳長	野生生物環境研究センター (財)日本鳥類保護連盟評議員
	中村 滝男	高知県生態系トラス協会会長
	今井 嘉彦	高知大学名誉教授
	岩瀬 文人	(財)黒潮生物研究財団 黒潮生物 研究所所長
デザイン	石川 慎吾	高知大学理学部教授
	長澤 忠徳	武蔵野美術大学教授 デザインコンサルタント

## 高知県グリーンニュー ディール基金事業

(新エネルギー推進課、環境対策課  
木材産業課、港湾・海岸課)

### ○概要

高知県では平成 21 年度に、国からの二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金及び地域環境保全対策費補助金の交付金を基に基金（高知県グリーンニューディール基金）を造成し、この基金を活用して、地球温暖化等の喫緊の環境問題の解決に向けて取り組みました。

【基金総額】 847,000 千円

【基金事業実施期間】 H21～H23 年度

### ○基金の目的

この基金は、以下 1～4 の様々な分野における地域の取組を支援するものです。

#### 【対象分野】

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 アスベスト廃棄物や不法投棄等の監視
- 3 微量 PCB 廃棄物の処理推進
- 4 海岸漂着物の回収、処理の推進

### ○各分野における事業の概要

#### 1 地球温暖化対策の推進に係る事業

##### (1) 高知県公共施設等省エネ・グリーン化推進事業（新エネルギー推進課）

施設及び設備の省エネ・グリーン化の促進を図り、CO<sub>2</sub> 排出削減を行うため、県有施設の省エネ改修等を実施するとともに、民間事業者が行う省エネ改修等に要する経費に対して予算の範囲内で補助しました。

#### 【平成 23 年度実績】

高知県（5 施設 110,001 千円）

民間事業者（8 事業者 55,142 千円）

##### (2) 高知県木質バイオマスエネルギー利用促進事業（木材産業課）

市町村が CO<sub>2</sub> 排出削減を行うため、木質バイオマスエネルギー利用施設を整備する経費に対し、予算の範囲内で支援します。

カーボンニュートラルの特性を持ち、重油の代替となる木質バイオマス燃料の利用を通じて、地域の二酸化炭素排出量削減を促進するとともに、地域産業の振興、雇用の創出、吸収源となる森林整備の推進をめざします。

#### 【平成 23 年度実績】（H22 繰越事業含む）

安芸市

（木質ペレットボイラー 5 台等 18,428 千円）

南国市

（木質ペレットボイラー 11 台等 121,278 千円）

香美市

（木質ペレットボイラー 4 台等 22,952 千円）

香南市

（木質ペレットボイラー 2 台等 6,406 千円）

本山町

（木質ペレットボイラー 1 台 26,607 千円）

四万十町（業務費（ペレット配送他）4,511 千円）

※事業数量の等には業務費を含んでいます。



観光農園のハウス加温用チップボイラー  
（南国市 西島園芸団地）



木質ペレットボイラー（香南市）

#### 2 不法投棄等の監視に係る事業

##### 不法投棄・散乱ごみ監視等事業（環境対策課）

市町村が新たに雇用したパトロール等の要員が、不法投棄の監視業務等を行うのに必要な経費を補助しました。

#### 【平成 23 年度実績】

安芸市（2,500 千円）

南国市（2,491 千円）

宿毛市（1,584 千円）





不法投棄のパトロール・回収の状況（南国市）

### 3 微量PCB混入廃電気機器等の処理推進に係る事業

#### 微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業（環境対策課）

高知県内において、微量PCBに汚染している可能性のある電気機器を有する事業者が、機器のPCB濃度を測定してPCB汚染物かどうかを判定することに対し補助を行い、PCBに汚染している可能性のある機器の状況を把握しました。

##### 【平成23年度実績】

高知県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業（6,039千円）

- ・検査検体数 774検体
- ・うち微量PCB該当検体数 220検体  
（該当割合28.4%）

### 4 海岸漂着物の回収、処理の推進に係る事業

#### 海岸漂着物地域対策推進事業（港湾・海岸課）

県及び市町村が管理している海岸で、海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域で実施する海岸漂着物の回収・処理事業です。

市町村が管理している海岸で実施する海岸漂着物の回収・処理事業については、漂着物の回収・処理事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助します。

##### 【平成23年度実績】

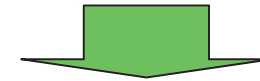
高知県（委託費等 23,942千円）  
須崎市（補助金 1,200千円）



漂着状況（大月町小才角海岸）



漂着物の清掃作業の様子



清掃完了